

2019年4月1日

飲酒運転防止・根絶に係る校内ルール

上田東高等学校

飲酒運転撲滅のため、「職場における飲酒を伴う懇親会」(以下「懇親会」という。)について、以下のように取り決めを行う。

1 懇親会への参加を呼び掛ける場合

- (1) 出席票で飲酒の有無および行き帰りの交通手段を確認する。
- (2) 運転代行での帰宅予定者については、2次会以降の参加を認めない。
- (3) この確認は、学校全体、学年会、教科会等を対象とする。

2 懇親会に先立っての確認

- (1) 懇親会場には、原則として自家用車では参加しない。
- (2) 運転代行での帰宅予定者は、事前に運転代行を予約する。
- (3) 飲酒の習慣のない教職員(体質的に飲酒できない等)は上記の限りではない。

3 懇親会に際しての確認

(1) 開会に先立ち実施すること

- ① 管理職は、幹事と協力して自家用車で会場に来ている教職員について確認し、飲酒の有無および帰宅方法を確認する。
- ② 運転代行での帰宅予定者については、その状況を確認する。

(2) 終了時に実施すること

- ① 管理職は、幹事と協力して帰宅方法について、改めて全員に確認する。
- ② 運転代行での帰宅予定者については、代行車への乗車を駐車場等で確認する。
- ③ 翌日の朝、車を運転する場合は、20時以降はアルコールを摂取しない。また、飲酒の量を控える。